

鳥取県告示第 624 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
合同会社春雛	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	通所介護	平成 19 年 6 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	大山リハビリテーション病院通所デイケアおおはら	西伯郡伯耆町大原927-1	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	大山リハビリテーション病院デイサービスおおはら	〃	介護予防通所介護	〃
合同会社春雛	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	〃	平成 19 年 6 月 1 日